

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 29 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 23 号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和 34 年新潟市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3 を次のように改める。

（基礎賦課額）

第 9 条の 3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

第 10 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 12 条第 1 項第 2 号、第 2 項及び第 3 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 12 条の 2 から第 12 条の 4 の 2 までを次のように改める。

第 12 条の 2 から第 12 条の 4 まで 削除

第 12 条の 5 を次のように改める。

（基礎賦課限度額）

第 12 条の 5 第 9 条の 3 の基礎賦課額は、650,000 円を超えることができない。

第 12 条の 5 の 2 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 12 条の 5 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の5の5を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第12条の5の5 第12条の5の2の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

第12条の5の6から第12条の5の9までを削る。

第15条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」、「第12条の2」と及び「若しくは第12条の5の5」を削り、「増加又は減少した」を「増加若しくは減少した」に改め、「場合を除く。」の次に「又は特例対象被保険者となつた場合」を加え、「若しくは第12条の4」及び「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を削り、同條第2項中「、第12条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第12条の5の5」及び「若しくは第12条の4」を削る。

第17条第1項中「又は第12条の2」を削り、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同條第4項中「又は第12条の2」及び「又は第12条の5の5」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同條第5項中「又は第12条の2」を削る。

第17条の3第1項中「又は第12条の4」を削り、同條第3項中「又は第12条の4」及び「又は第12条の5の7」を削り、同條第4項第1号中「又は第12条の4」を削り、同條第6項中「又は第12条の4」及び「又は第12条の5の7」を削る。

第17条の4第1項中「又は第12条の2」を削り、同條第2項中「又は第12条の2」と及び「又は第12条の5の5」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同條第3項及び第4項中「又は第12条の2」を削り、同條第5項中「又は第12条の2」と及び「又は第12条の5の5」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同條第6項中「又は

第12条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。